

天草広域連合議会会議録

令和5年第4回定例会

天草広域連合議会

目 次

8月24日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第3号から議第19号まで提案理由説明	3
報告第3号質疑	5
議第18号質疑・討論・採決	6
議第19号質疑・討論・採決	29
選挙管理委員及び補充員の選挙	30
継続調査について	31
閉会	32

令和5年第4回天草広域連合議会定例会会議録

1 議事日程 令和5年8月24日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第3号 専決処分事項の報告について
- 第4 議第18号 工事請負契約の締結について
- 第5 議第19号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第6 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第7 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 2番 桑原 千知 君 |
| 3番 平山 泰司 君 | 4番 松岡 寿 君 |
| 5番 勝木 幸生 君 | 6番 澤井 一富 君 |
| 7番 濱洲 大心 君 | 8番 塩田 真一 君 |
| 9番 何川 雅彦 君 | 10番 野崎 幸洋 君 |

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（16名）

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 広域連合長 馬場 昭治 君 | 副広域連合長 堀江 隆臣 君 |
| 副広域連合長 山崎 秀典 君 | 会計管理者 本田 一 君 |
| 事務局 長 濱崎 正明 君 | 消 防 長 寺岡 貴章 君 |
| 総務企画課長(兼)会計課長 酒井 孝寛 君 | 環境衛生課長 原田 健一 君 |
| 総 務 課 長 戸村 羊士 君 | 警 防 課 長 山下 伸介 君 |
| 予 防 課 長 平山 浩二 君 | 指 令 課 長 青柳 雄二 君 |
| 中央消防署長 小平 直 君 | 北 消 防 署 長 竹川 光幸 君 |
| 南 消 防 署 長 宮下 力 君 | 環境衛生課施設整備係長 中元 浩輝 君 |

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

書 記 谷端 利則 君 書 記 野口 琴香 君

午前10時01分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和5年第4回天草広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本日天草記者クラブから議場内の撮影の申出があり、許可をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、令和5年6月分から7月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管いたしております。必要な方はご閲覧ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番平山泰司君、10番野崎幸洋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第3号から日程第5 議第19号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第3、報告第3号専決処分事項の報告についてから日程第5、議第19号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括議題といたします。

なお、日程第4、議第18号から日程第5、議第19号までの以上2件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第3号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）令和5年第4回天草広域連合定例会にご報告及びご提案をいたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今回はご報告といたしまして、専決処分事項について1件、ご提案いたしますのは、新ごみ処理施設整備・運営事業に係る工事請負契約及び補正予算の2件でございます。

新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、7月28日に契約の相手方と仮契約を締結いたしております。また、7月の臨時会へ上程、否決されました新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る予算につきましても、本事業を進める上で必要不可欠な予算であるため、今回改めてご提案をさせていただいております。

それでは、順次提案理由を申し上げます。

議案書1ページ、報告第3号専決処分事項の報告についてですが、本件は環境整備の草刈り作業中に発生した物損事故に係る損害賠償額の決定でございます。

事故の概要といたしましては、令和5年7月2日に草刈り作業での飛び石によりココ・コーラボトラーズジャパンベンディング株式会社所有の配送車のドアガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

今回相手方の修理費用の全額2万9,040円を賠償することで示談が成立しましたことから、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会に報告するものでございます。

次に、議案書2ページ、議第18号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本件は、令和9年6月の完成を目指す新ごみ処理施設整備・運営事業に係る工事請負契約でございます。予定価格が1億5千万円以上の工事契約でございますので、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、総合評価一般競争入札により5月16日に非価格要素審査及び開札を行い、7月28日に落札者と仮契約を締結いたしております。

建設工事に係る契約金額は159億5千万円、契約の相手方は福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、川崎技研・大豊建設特定建設工事共同企業体、代表者は株式会社川崎技研、代表取締役田中秀任氏でございます。

次に、議第19号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,743万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億8,443万1千円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、松島地区清掃センターの地滑り対策工事及び新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る衛生費負担金、さらに令和4年度の繰越金の増額補正でござい

ます。

続いて、歳出でございますが、松島地区清掃センターにおける計画外の補修工事の発生及び労務単価等の見直しによる工事請負費等の増額補正、第3回臨時会で否決されました新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る施設整備業務委託料の増額補正、消防活動用の防水防火手袋購入に係る需用費の増額補正、北消防署、南消防署の女性職員用スペースの改修及び五和分署の雨漏り等対策のための工事請負費の増額補正、N T Tサービス終了に伴う災害情報案内装置購入に係る備品購入費の増額補正、地方財政法の規定に基づく財政調整基金積立金の増額補正、各経費の支出見込額過不足調整に伴う予備費の増額補正となっております。

さらに、債務負担行為補正として新ごみ処理施設施工監理業務委託1件を設定しております。事業期間が複数年にわたりますので、計画的な事業実施を行うため、令和6年度から9年度にかけて総額2億1,236万9千円を限度額として設定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第4、議第18号から日程第5、議第19号までの以上2件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、以上2件は、委員会の審査を省略して本日議決することに決定いたしました。

報告第3号質疑

○議長（若山敬介君）まず、日程第3、報告第3号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

5番勝木議員。

○議員（勝木幸生君）この専決処分は、多分消防関係、この施設の環境整備の中で起こった事故だと思っております。今回の場合は、私たち一般車両というのは駐車場に止めますよね。この関係車両に関係ない車の乗り入れ、これはどういうふうに事務局の皆さんは考えておられるんですかね。普通だったら、一般駐車場のほうに止めて、そして荷台とかそういうので多分自動販売機のところにその品物を押して、その品物を納めると思うんですよ。これは許可しているんですかね、こういう車両の乗り入れっていうものは。特に、この周りは消防本部ヘリポートですよ。緊急的にヘリポートが降りるこの場所において、こういう大型車が乗り入れることを事務局は許可してるんですか。この辺の規定はないんで

すかね。その点、お伺いします。

○議長（若山敬介君）総務企画課長。

○総務企画課長（兼）会計課長（酒井孝寛君）総務企画課長の酒井と申します。よろしくお願
いします。

自動販売機の補充に伴う車両の乗り入れについてなんですけれども、車両の乗り入れに
関する規定というのは今ございませんでして、恐らく短時間で作業を終わられるというこ
とで乗り入れを許可していると。それは、許可しているといいますか、乗り入れをしても
らって短時間で作業を終わらせてもらうという形で対応をさせてもらってるというふう
に思ってます。

以上です。

○議長（若山敬介君）5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）そしたら、一般の車両も入って行ってよかってこと。短時間であれば入
って行ってよかと。違うでしょう、ここは業務の場所ですよ。皆さんが防災をする上での
働く場所ですよ。そういうところに短時間やけんと言って入って行ってよかと。おまけに
ここは環境整備の自分たちの仕事ばしよる時間帯ですよ。やっぱりその辺はちゃんと規制
なり設けてもらわなくちゃ、おかしいでしょう。なら、短時間だったら私たちも行ってい
いんですか。ヘリポートに着陸する場所ですよ。今回の場合にはそういうところで損害の
あれが成立してると思うんですけれども、やっぱりこういう一般車両、関係車両外の乗り
入れってというのは、規制でも何でも少しは設けてもらいたいと思います。お願いしときま
す。

○議長（若山敬介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかに質疑がなければ、次に進みます。

議第18号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第4、議第18号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について質疑の通告があっておりますので、これを許します。

7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）まず最初、2点だけお尋ねいたします。

まず、1つ目、今回の新ごみ処理施設の工事請負契約の中で、焼却灰の資源化、これは
なぜ当初の20年間から5年間に短縮されたのかということが問題視されております。前回
説明を受けた中では、入札に参加される企業の枠を広げるためにと伺いました。これは捉
え方なんですけれども、これは5年を過ぎれば広域連合において受入れ施設を確保すると受
け止めるべきであるのか、それともお願いできれば事業者のほうにてあと2年、あと3年
延長していただけないかと協議がなされるのか、その点をお伺いいたします。

次に、2点目、新ごみ処理施設を建設する根本的な目的としては、現在の各市が抱える5か所のごみ処理施設が老朽化もかなり進んでおり、待ったなしの状態であると捉えております。仮に再入札となった場合は2年、3年と時間が必要になってくると思われませんが、この5つの施設は改修工事だけで持ちこたえることができるのか。これは予測される範囲で構いませんので、ご説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしく願いいたします。

最初に、焼却灰等の資源化業務につきましては、令和14年3月までの約5年間は原則的に資源化先の変更は認めないと、業務委託契約書に記載をしております。令和14年4月以降も、基本的に資源化を最優先とし、同施設での契約更新や他の資源化施設での処理を行う体制を目指してまいります。

次に、現有5施設でございますけれど、本連合の所有施設であります本渡地区清掃センター、松島地区清掃センターの維持につきましては、令和9年7月の新施設稼働に向け、必要最低限の投資で安定的な施設運転を行えるよう、計画的に補修工事等を実施しております。しかし、近年老朽化が顕著になってきており、予期せぬ突発的かつ緊急的な故障が年々増加している状況で、そのような緊急補修については入札残や当初計画を先送りするなど対応している状況でございます。新施設の工事が延期になり、仮に新施設稼働開始が3年後の令和12年度となった場合、各センターを安定的に運転させるため、令和6年度から令和11年度までの6年間の補修計画を試算しましたところ、本渡センターで約9億3千万円、松島センターで約7億6千万円の2施設で約17億円の施設補修が必要と想定をいたしております。

次に、天草市3施設の維持につきましては、天草市に確認いたしましたところ、毎年実施している施設点検の結果を踏まえ、新ごみ処理施設稼働に合わせて整備計画を見直し、必要最低限の整備を行っているとのことですが、施設の老朽化が著しく、突発的な故障による緊急補修等が増加している状況とのことでございます。仮に新ごみ処理施設の稼働が令和12年度となった場合には、新たにクレーンや排ガス処理等の設備更新が発生することから、あくまでも現時点での試算でございますが、3施設の合計で約12億円の施設補修が必要と想定されるとのことでございます。

現有施設の5施設とも老朽化がますます進んでいく中では、この試算以上の維持管理経費が必要になると想定をされます。新ごみ処理施設の稼働までは安定した施設運転に努めてまいります。各設備における特殊部品の中には今後製造中止になる部品も報告されており、製造業者の在庫で対応となっていく状況が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）今、環境衛生課長の説明でもありましたとおり、かなり老朽化して待っ

たなしの状況であるこの施設の中で、何十億円という改修費が必要になってくると。また、今回も松島の処理場においては、当初予算で改修費を見込んだ以上に補正でまた出てきております。突発的な修理というものが今後もまた予測されるんだろうなと感じたところです。

それと、灰の資源化についてでございますけども、今のところは5年間は責任を持ってやってもらおうと。ただ、この工事を進めながらも、再延長等は計画して協議するっていうことも可能なんですよね。そこをもう一回お尋ねします。

それと、もう一点、現在国のほうからも国庫補助金を頂いてこの事業を進めてるわけなんですけど、例えばこの契約が否決されるような場合、この国庫補助金の取扱いは今後どのように変わっていくのかをちょっとお教え願います。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）最初に、灰の資源化の延長につきましては、先ほど申し上げましたとおりで契約をさせていただいております。基本的には20年のうちの後の約15年間も灰の資源化というところを考えると、ほかの施設での資源化を最優先として考えていくということでございますので、資源化につきましては最終的に協議をいろいろしてまいりますけれど、今のところそういう計画では臨んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）先ほどの質問の中で国庫補助金につきましてのご質問がありましたので、この分につきましては私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、国からの補助となります循環型社会形成推進交付金につきましては、現在全国的に一般廃棄物処理施設の施設更新が非常に多いことを理由に、令和4年12月及び本年5月に国から施設更新を計画している全国の自治体に対して事業費の平準化及び事業の後ろ倒しの検討が求められました。また、このほか、事業者選定業務などの計画支援事業に対する補助の交付率を下げる、令和7年度以降に着手する予定の施設整備事業の採択を1か年ずつ先送りするといった対応が取られる可能性があるとの連絡も受けております。

しかしながら、現在進めておりますこの天草広域連合の事業につきましては、昨年12月に熊本県を通じて対応を協議したところ、入札公告済みであるため後ろ倒し等の必要はないとの回答を得ております。このため、私どもは計画期間を後ろ倒しすることなく、令和5年から令和9年度の整備事業として現計画を提出している状況でございます。本日、契約の締結について議決をいただきましたら、来年度の事業費に係る交付金について引き続き申請手続を進めることとなりますけれども、議決をいただけなかった場合には当然ながら申請はかなわず、これまで国に示してきた計画そのものを取り下げることとなります。

先ほど申し上げたとおり、交付金の事業採択については、国の全国自治体に対する依頼等の状況から非常に厳しい環境にあることは十分推認できます。特に平成10年頃からダイ

オキシ対策が全国的に進められて、耐用年数到来による新施設への建て替え計画が全国から相当数上がってきているとのことでございます。未曾有の物価高騰により昨今の建設事業等に係る工事費も著しく上昇している状況を重ねますと、私どもの計画につきましても、今回取り下げることとなった場合は、今後ますます上昇してくる工事費用と申請件数のさらなる増加により補助事業採択のハードルはますます上がるばかりで、採択の時期については非常に予測困難になるものと思われまます。このような状況も踏まえまして、私といたしましては、現計画に基づき事業を滞りなく遂行することが最も重要な責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）次に、4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）それでは、本日の質問内容につきましては、一連の入札手続等をこれまで質問をさせていただきました。焼却灰のこと、DBO事業の体制というものを一体的に捉えた質問をさせていただきますので、まず1回目、よろしく願いいたします。

まず、入札手続、事業者提案に関するお尋ねをいたします。

先日、入札参加申請書の閲覧をいたしました。その中で連合が確認している川崎技研の過去の受注実績が分かるわけですが、総括して言いますと、24時間運転で日処理量95トン、そして発電設備付の焼却炉をDBO方式で整備・運営するという条件を一度に満たす、満足するような受注実績は、連合に提出されていないことが分かりました。24時間運転で日処理量95トン、発電設備付の焼却炉の整備・運営については、DBOではなく、施設建設後に運営契約を結ぶ体制、現在の本渡地区清掃センターと類似する契約体制であり、純粋なDBO方式の実績は30トン未満の小型炉でございます。ただ、入札参加条件においてそれら条件を一度に満たす必要はないとされておりましたので、川崎技研は参加は可能であったわけです。つまり、川崎技研にとっても発電設備付のごみ処理施設をDBO方式で受注するというのは、初めてのことであることは推認できます。

そういう状況の中で、今回の施設の運営業務の役割分担は、施設の維持補修は川崎技研、施設の運転業務は九州テクニカルメンテナンスであると、先日の全員協議会で答弁がありました。しかし、九州テクニカルメンテナンスが連合に提出した入札参加申請書では、24時間運転で日処理量95トン、発電設備付の焼却炉の運転実績は確認ができませんでした。つまり、九州テクニカルメンテナンスが入札に参加できたのは、自ら施設の運転実績を有していたわけではなくて、川崎技研が一定の運転実績を有していたことを前提に入札参加が可能であったわけです。

ここで疑問なのが、入札説明書では業務を行う者の要件として同規模発電設備等を有した同施設等の運転実績を有することを要件としておきながら、運転実績を確認していない九州テクニカルメンテナンスが運転の業務を行うという提案を可としたのか。入札説明書などの趣旨から見れば、一定の実績を有する川崎技研が運転業務のメンテのメインの受注

者でございます。九州テクニカルメンテナンスは、川崎技研主導の下、業務に当たる、そういう立場ではないのか、そのあたりの整理をどうしているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、連合のホームページにおいて確認ができますが、DBO方式を導入するメリットとして、建設だけではなく、運営についても建設したプラント企業のノウハウが活用され、長期的に安定的な施設維持が期待できるとともに運営についても入札を行うことで競争性の向上が期待できると、執行部はホームページ上、公表をしております。しかし、今回の提案では、施設の運転業務は九州テクニカルメンテナンスであり、川崎技研とは別の企業でございます。ほかの自治体のDBOは、基本的にはプラント企業の運転子会社が運転業務を担います。そういう意味では、今回の提案は全国的にも異例の運転体制であると言えますが、これは全国の事例と比較してDBOとして整理してよいものなのか。その整理した理由として、またそして認めるに当たって、建設会社と運転会社が別であるDBO方式でのほかの入札事例を確認されていることと思いますけれども、その事例について説明をお願いいたします。

次に、灰の資源化業務についてお尋ねをいたします。

灰の資源化業務については、言うまでもなく、20年間の処理先の確保が当初の5年間に緩和をされました。そういう中で、非価格要素評点につきましては、いわゆる技術評価点の配点ですが、6点ありますが、その配点に変更されなかった点に疑問を感じております。当初20年から5年に変更されておりますので、この6点も配点に変更されるのではないかと感じておりました。単純な話ですが、20年間の灰の処理先を確保することと当初だけ5年間確保することとでは、事業者の責任、そして提案の力の入れ方も大きな差があります。それを同じ評定6点という配点で評価してよかったのかという疑問があります。その点についても見解をお尋ねいたします。

次に、灰の資源化業務についてお尋ねをいたします。

繰り返しになりますけれども、20年間の処理先の確保が5年間に緩和され、残り15年間については協力期間となりました、先ほども原田課長のほうからおっしゃいましたけれども、当然協力というのは履行義務ではありませんので、それに伴い、契約期間というのは5年ということであれば契約上、そしてその後の行政としての財務処理において整合性が取れなくなると思います。確認ですが、契約当時の当初の履行期間というのは5年であるということによろしいでしょうか。

以上、4点についてお尋ねをします。

○議長（若山敬介君）答弁よろしいですか。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

入札条件につきましてなんですけど、契約スキームというのがございまして、これにつ

きまして、運営事業者が今回SPCと、特別目的会社となっております。そこから運営維持管理業務委託を行っていくというところになっておりますので、その件に関しましては問題ないということで考えております。

2つ目のDBO方式ということで、今回の契約の内容につきましての現在の全国的な状況ということでございましたけれど、これにつきましては全国的な状況というのを今回調べてはおりませんでした。ただ、今回入札参加条件につきましては、事業者選定委員会の中で有識者と協議を行いまして、このような参加条件ということでさせていただいております。

続きまして、灰の資源化の配点につきましてですけれど、当初議員おっしゃるとおり6点ということでは配点はしておりますけれど、これにつきましては天草広域連合といたしましては最終生成物の資源化に関する項目については重要なところということで設計、建設、運營業務を含めて1項目ずつ3点の計6点と配点をいたしており、これにつきましては入札公告を行った後でございますので、変更というところでは行ってはいないという状況でございます。

あと、灰の20年から5年ということでおっしゃいましたけれど、実際今回入札公告をする場合は、まず最初の5年間というところは全焼却灰等の資源化と、あとの15年というところは先ほども申しましたとおり、資源化を目指しつつ、どうしても資源化先が見つけれないとかそういった場合については最終処分場の処分でも可というところでの内容となっており、それについてが当初が事業者のほうで確保するというところになっておりました。履行期間につきましては、今のように当初から5年、あとの15年が協力して探していくということにいたしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）2回目の質問をさせていただきます。

最後の4点目ですけれども、残期間である15年間は協力努力義務であり、明確にされている契約期間、つまり確実に履行義務が発生するのは当初の5年間です。では、予定価格が369億4千万円でありながら、灰の引受先の確保とその処理を20年間履行しなければならないという経費が積算されています。再度申し上げますが、20年間履行しなければならないという経費が含まれております。しかし、今回の変更で履行しなければならない期間は5年間に短縮され、残りの5年間は協力体制であり、灰の資源化業務そのものに当初のとおり履行義務が発生した状態ではありません。つまり、予定価格369億4千万円の中に履行義務が発生していない経費が存在し、宙に浮いたような状態になっているのではないのでしょうか。そのような予定価格に対して、川崎技研のグループは15年間の履行義務が生じていない実態のない額で応札したことになるのではないのでしょうか。簡単に言えば、20メートルの道路舗装工事に100万円の予定価格を設定していたけれども、入札期間中、

5メートルに短縮したけれども、予定価格はそのままの100万円、そういうことになるのかと思います。通常このような場合、設計を変更し、予定価格を減額する必要がありますが、今回の369億4千万円の予定価格は変更されておりません。予定価格を変更しなくてもよいと判断した理由、地方自治法やその他法令関係の見解を添えて、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）今の松岡議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、5年間ということでは履行義務というふうな話でおっしゃられましたけれども、基本的にはこの契約については20年間、この灰の資源化、これは業者が今決めて提案をしてくださっている事業所で灰の資源化を進めていただくという前提であります。ただし、5年間、要は5年先ってというのがどうなるか、そのときの状況が非常に今厳しい状況でもありますので、5年間は確実にそこで変わらないようにしてください。ただ、できればそのままそこで進めていける分については進めていただく、もしくはそこが駄目になればまた別のところを見つけていただくと。

基本的には業者のほうの責任においてやっていただくんですが、どうしてもそれが見つからなかったとか業者のほうだけではどうしても厳しいとなったときに、6年目以降については連合のほうとしても協力をして行って、私どもとしても責任は逃れられないものですから、連合としても責任を持ってしっかり一緒に見つけていく。そして、資源化、もしくはどうしてもその資源化ができないときには最終処分場への埋立て等々も、これは致し方ないということでその先も見つけていくということでございまして、それを前提に、基本的にはだから約20年間のごみの資源化、もしくは処分についてもトータルでの契約ということで一応させていただきます。

もちろん、金額がそれによって変わってくる、例えば処理方法によっては下がることもあるでしょうし、逆に上がることもあるでしょうけれども、そのときにはそこについてはしっかりそのときに議論をして行って、契約をしていくということになっていくかというふうに思っております。ですから、そこについて15年間分の契約をしてるのはおかしいんじゃないかということでもありますけれども、そういうことには当てはまらないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）入札手続に関連した質問をいたします。

今回最大の論点の一つとなった焼却灰の資源化についてですが、7月の臨時議会におい

て他都市の事例を参考にして条件の緩和を行ったとありました。その他都市とはどこで、どのような点を参考にしてこの判断を行ったのか、まず伺いたいと思います。

次に、2点目です。

この灰の資源化の条件変更は、先日の新聞報道等でもあったとおり、多くの事業者の入札参加を募るため、門戸を広げるため執行部が行ったものです。しかし、時系列で考えてみますと、入札参加申請を締め切ったのが令和4年10月、条件緩和を行ったのが令和4年12月であり、この条件の緩和によって新たに応札者が増える、つまり2社以上になることはあり得ません。この緩和によって執行部が言うように応札者の数が増えるということであれば、少なくとも令和4年10月の入札参加申請締切り前までに条件を変更しておく必要がありますが、なぜそういう対応をしなかったのでしょうか。均等な入札参加機会という観点で適正な判断であったという理由についてお尋ねします。

以上、2点についてお願いします。

- 議長（若山敬介君） 質疑の通告があっておりませんのでいま少し時間がかかりますけれども、よろしくをお願いします。
- 議員（平山泰司君） 休憩しようか。暫時休憩。
- 議長（若山敬介君） 馬場広域連合長。
- 広域連合長（馬場昭治君） すいません、時間がかかりまして申し訳ございません。

勝木議員のご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、条件緩和を行ったということをごさいますけども、このことについては実際今回入札公告を出した後に他市、例えば1つ例を挙げますと、大分市さんがやはり同様のよう形で20年間の灰の資源化ということで業者にそういった責任を持たせてやるということについて、それで応札者が1社もいなかったというのが一つあります。そして、あと全国的な傾向から、これはコンサルタントさんとか専門家の皆さん方、大学の先生たちも含めてお話を聞いた中で、非常にそれが厳しいと、その条件であれば応札者がいなくなるんじゃないかということで話がありました。場合によっては辞退するという話も質問の中で出てきておりましたので、そういうことで私たちとしてはこれについては緩和せざるを得なかったということ。応札者、そして複数の事業者による競争を担保するために、私たちとしてこの緩和というものを行わせていただきました。

ですから、そこはご理解をいただきたい。これは本当に皆さん方からお話がありますように、できる限り複数社の競争入札によって価格も予定価格よりもできるだけ低い価格で実施ができるようにということを目指しておりましたので、そういう意味で質問に対してお答えする形で、これはどちらかに偏ってという話じゃなくて、複数の応札者に対してこれは均等に、どちらに配慮するというのではなくて言わせていただいたということをごさいます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君） 2回目になります。

この建設契約の議案の可否によって運営部分の契約も本契約となりますので、引き続き灰の資源化に関する質問をいたします。

この焼却灰を人工砂として資源化する施設ですけれども、現在建設中で存在しません。東日本の実績はあるとのことですが、近隣地域、西日本では実態は未知数であることは言うまでもありません。先日の全員協議会では、こういう実態のない状態をもって長期的な継続性を見込めると、事業者選定委員会やその答申を受けた執行部は判断したというような資料があったわけですが、令和5年5月16日の事業者ヒアリング、その後の委員会からの答申を受け、5月30日の落札者として決定する間に実態のない施設で長期的に資源化が見込めると判断をした、そういうことになろうかと思えます。そう判断した理由についてお聞かせください。

また、焼却灰の資源化業務に対してですけれども、先ほど申し上げたように、そもそも現在その施設は存在しません。そのような施設で処理を行うという契約が現時点で成立するのか、そして現存しない施設に焼却灰を運搬するという契約が成立するという見解について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（若山敬介君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君） お答えいたします。

議員おっしゃられますとおり、焼却灰の資源化におきましては、資源化の人工砂の製造では西日本での実績がないツネイシカムテックス株式会社ということでございますけれども、東日本での実績を踏まえて事業者選定委員会において判断をいたしましたものでございます。

ただ、現在同社の工場であります広島県福山市の産業廃棄物処理施設におきましては、処理の工程で排出される溶融スラグがリサイクル製品として地場産業で再活用されております。また、新たに一般廃棄物処理施設の建設を予定されておまして、スケジュールといたしましては令和6年1月に着手し、令和8年8月完成ということで、今回の新ごみ処理施設稼働前には出来上がるということで計画をされており、福山市に申請中でございます。焼却灰の用途といたしましては、人工砂ということで販売することと計画されておまして、現在東日本での生産では埼玉工場で生産され、人工砂につきましては大分県や和歌山県への路盤材の一部として出荷されている実績があります。そういったことも踏まえて、事業者選定委員会では評価をされたということと考えております。

すいません、以上でございます。

○議長（若山敬介君） ほかに質疑はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君） 通告はしておりませんが、よろしくお願ひします。

物価高騰による予定金額の増額、いわゆるインフレスライドについてお尋ねをいたします。

過去の答弁から、インフレスライドというのは国の方針で必ず行う必要がある、そういうことであったと思います。そして、運営費についても、先日の全員協議会の資料から物価変動による委託費の改定というのは行われる、まずそういう理解でよいかということをお尋ねをいたします。

2点目です。

灰の資源化の譲歩もそうですが、執行部は競争性の確保を最重要視していたわけですが。結果として落札率は99.75%と、高落札率でありました。執行部が競争性を重視していた理由として、全国の事例から、複数社入札であれば落札率が80%台であるのに対し、1社入札であれば今回のように100%近い落札率になるということが念頭にあったからです。そこで、執行部の見解を説明いただきたいのが、今回1社入札で99.75%となったことについて、全国において複数社で入札が執行され開札された場合であれば約80%であることを踏まえ、競争性が確保されたと考える理由について説明をお願いします。

あわせて、競争性が働いたとする中で、この99.75%で入札されたこの価格が適正な入札価格であるという判断をどうやって行ったのか、その点についてお尋ねします。

○議長（若山敬介君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君） 最初に、インフレスライドということでしたが、これにつきましては議員おっしゃるとおり、運営費のほうにも対応をするようになってまいります。

次の1社入札と落札率の99.75%ということでしたが、1社入札につきましては、今回総合評価方式の一般競争入札ということで、価格だけではなく、非価格要素、技術点というところも評価をさせていただいております。その中で、入札参加につきましては、10月の締切りまでに2社申請がっております。そういうところがございますので、競争性ということは働いてるのではないかと考えているところでございます。

あと、99.75%ということがございますけれど、これは今回の企業グループ、川崎技研を筆頭にする企業グループが、この新ごみ処理施設整備・運営事業に対しまして、最大限技術提案も含めながら算定された金額が今回の応札額になったということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君） 8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君） 今回総合評価一般競争入札ということで、価格の部分を40点と提案の部分を60点、合計100点満点として評価し、点数化するという入札方法でした。価格点については、1社入札であったため自動的に40点満点でした。提案部分の評価については、

60点満点中31.54点でありました。この31.54点についてですが、全国の落札者は約7割、42点を獲得すると言われております。そう考えたとき、約5割、31.54点という評価は、全国と比較し、かなり低い結果となっております。総合評価一般競争入札は、文字どおり競争入札でありますので、価格面もちろんのことながら、提案力、提案に対する競争性、そういうところを特に重視した入札方法です。

改めて今回の入札結果を見てみますと、価格面では99.75%の落札率、提案評価も全国の事例から比較するとかなり低めの31.54点、得点率5割という結果です。そういう意味で、総合評価一般競争入札に求められる目指すべき結果と程遠い結果となったのではないかと思います。総合評価一般競争入札の1社入札を完全に否定するわけではありませんが、1社入札を可とする場合の難点、そういうところを露呈した結果となったのではないかと考えるわけですが、そのあたりの執行部の見解を最後にお尋ねいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）お答えをいたします。

1社入札であることで、この非価格評価点31.54点、執行部の考え方ということでございますけれども、この31.54点につきましては、この事業者選定委員会の皆さんが厳しく査定をされた結果だというふうに私どもは考えております。当初、非価格要素審査における失格基準、これにつきましては15点以下でございました。ただ、この正副連合長、また事業者選定委員会の委員長との協議の中で、この点数が低いということで25点と決定をした経緯がございます。この委員長との協議の中では、各事業者、採択を目指して様々な努力をして、25点で厳しいのではないかという意見もございましたけれども、協議の結果、全て処理場の建設並びに運営管理も求めたときに、この厳しい基準をクリアした条件でなければ安心して任せられないというところから、この25点に設定をして、この31.54点、全国平均から見れば低いとは思いますが、25点を超えているのでこの審査委員会としても十分合格点を与えられるということで今回落札者と決定し上程しているものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、原案に反対の討論はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）皆さんおはようございます。

4番松岡寿でございます。議長のお許しがありましたので、議第18号工事請負契約の締

結について、本契約は天草圏域の目指した集約化にふさわしくないという考えから、否決という立場で討論をいたします。

まず、焼却灰の処理先確保の点について意見を申し上げます。

これは、中村五木連合長が天草圏域における最終処分場をめぐる経緯を踏まえ設定した天草に最終処分場を造らないという方針を実現するため、SPCにて業務の一つとして20年間の灰の処理業者の確保を履行させようとしたものです。そのため、入札公告の時点において、環境省が通知で示す連合、SPC、灰の処理業者による3者契約という体制を設定しておりました。しかし、事業者の意見を受けて譲歩した現在の契約体制は、見た目こそ3者契約ですが、公表されている契約書にも連合からの直接受託と明記されており、実態としては連合と灰の処理業者との2者契約です。SPCの業務は、報告書の取りまとめ、委託金額の代理受領、灰の処理業者の確保は努力に止まります。つまり、契約書面上、灰の処理先の確保について、主たる立場にあるのは天草広域連合です。そもそも連合で灰の引受先を探すのが難しいから、当初の契約体系にて入札公告を行ったはずで、執行部は一般廃棄物処理における法的責任の所在が連合にあることを譲歩の理由の一つとして上げておりましたが、環境省は当初の3者契約においても一般廃棄物の処理責任は自治体にあると明記しております。法的には何の問題もなく譲歩の理由にはなっておりません。

また、そのような中、執行部は協力という言葉を強調しますが、その内容は示されておらず、何をどう協力するのでしょうか。天草広域連合が主体となって灰の引受先を確保する算段でもあるのでしょうか。排出予定の灰の資源化施設は建設中と実態がはっきりとつかめず、不安が残る中、執行部は先日の連合議会全員協議会で、3者契約の意義について、濁しながらも変更はない旨の発言をいたしました。実態としては、その意義は大きく変更されております。なぜ事業と異なる発言をしたのでしょうか。先のことは分からない、そういうことかもしれませんが、分からないから妥協するのではなくて、分からないからしっかりと体制を構築するのが我々議会、そして執行部の役割ではないでしょうか。中村連合長が最も懸念されていた焼却灰の処理の課題は、将来へ先送りしてよろしいのでしょうか。

また、つい先日灰の資源化先の建設中の施設を視察したと、本日朝、全員協議会で聞きましたけれども、それは正副連合長の間で落札者と決定する前に行うべき。そのように思っております。執行部自体が事業者からの提案に不安を感じている表れにはほかありません。

そして、この約20年間の灰の処理先の確保を5年間に緩和したことに関して、最大の疑問があります。それは、努力義務、協力体制となった残り15年間の経費についてでございます。予定価格及び債務負担限度額から減額変更する必要があったのではないかとということです。369億4千万円の予定価格は、20年間SPCが灰の処理先を確保し、その処理業者で処理を行うことが業務として履行が義務づけられていました。つまり、20年間確実に

事業者側で灰の処理を行う契約を締結するために積算された予定価格ということになります。一方で、変更された現在、契約体制は履行義務が発生しているのは5年間のみで、残り15年間は協力、努力ということで、灰の処理業者そのものに履行義務が発生しておりません。通常の公共工事で例えて言えば、20メートルで100万円の予定価格で道路工事の公告を行いました。しかし、入札公告後に事情があつて5メートルに短縮し、設計を変更した。入札前に変更の公告を行い、工事は5メートルとしましたが、予定価格は100万円のまま、そういうことになります。つまり、15年間の予定価格について宙に浮いた状態にあります。

このような場合、一度入札を中止、履行義務条件に応じた予定価格に変更するのが正常な事務手続ですが、今回そのような手続を行うことなく、入札を続行しました。結果、履行義務の実態がない部分も含まれる予定価格に対し、落札者は履行義務の実態がない部分が含まれる価格にて落札をしたということになります。履行義務のない契約を締結するという前代未聞の契約体制となり、私の経験上、全国津々浦々を見ても全くもって考えられない契約となっておりますが、適正な入札手続と予定価格なのでしょうか。契約事務は方針とは違い、より実効性のあるものですが、それで適正な事務なのでしょうか。それもこれも、執行部が3者契約という灰の処理の契約体系を十分に理解できなかったからではないでしょうか。灰の資源化の経費は、先日の天草市議会勉強会で、広域連合からの発言によれば20年間で総額58億円です。単純計算で15年分、44億円の履行実態がない金額が含まれる契約が成立することがあるのででしょうか。とても重大なことです。

次に、今回の総合評価一般競争入札の結果について意見を申し上げます。

総合評価方式は、価格だけではなく、事業者の提案について非価格要素点として評価します。今回非価格要素点について、100点満点中60点が配点されております。落札者は31.54点、約5割の得点です。しかしながら、全国の落札者の平均非価格要素点は7割、42点を獲得しております。ここ数年の全国の事例からいけば、今回の31.54点、過去最低の点数となりまして、そして価格面で言えば、予定価格369億4千万円に対して落札額は368億5千万円、落札率にして99.75という高落札率となっております。環境省が策定した廃棄物処理施設の入札の手引きにおいて、ごみ処理施設は設計の基礎となる工事単価などがなく、事業者都合の落札額になりやすいことから、複数社による競争と総合評価一般競争入札の導入によって価格面、提案面において最も有利な落札結果となるよう自治体は努めなければならないとしています。

再度申し上げますが、落札率は99.75%、非価格要素点は近年最低の31.54%。総括しますと、よその自治体は同じ値段でも高い評価のごみ処理施設を建設する、天草広域連合は低い評価の提案を高額で買い取る。天草広域連合には大分不利な状態ですが、このことを住民の皆様はどう説明しますか。私はこの業務に携わってきた経験のある人間として、住民からそのような指摘があつた場合、返す言葉が見つけれません。

次に、この新ごみ処理施設整備事業の大前提であります5つの施設の集約化による費用対効果という点について意見を申し上げます。

DBO方式ということで、建設費と運営費の合計368億5千万円で入札が行われています。その内訳は、建設費159億5千万円、運営費209億円です。では、もともと我々議会が議決した約369億4千万円の予算の内訳は、建設費177億9千万円、運営費191億5千万円です。運営費について約17億5千万円が増加します。それと逆に、施設が集約されないことで収集運搬経費が年間4億円程度抑えられることを思えば、これらの経費を充てて既存施設を改修し延命したほうが、トータル的に安い可能性さえあります。それだけこの17億5千万円というのは大きいということを議員の皆様にはご理解をいただきたいと思えます。

さらに、17.5億円を19年9か月で割ると、1年当たり8,800万円を増額した提案であることが分かります。昨年7月の議会で、予算可決時に執行部は令和9年度以降の天草圏域全体の年間のごみ処理経費を約17億円と見込んでおりました。今回契約を締結すると、17億8,800万円となります。また、同じ時期に執行部が取りまとめた現在の天草圏域におけるごみ処理経費は17億2千万円ですので、今回この契約を締結した場合、現在の天草圏域のごみ処理経費よりも年間6,800万円、20年間で約13億6千万円の経費の増が確定することになります。つまり、広域連合が主体となってごみ処理施設を集約化することによって、ごみ処理経費の削減を行うというこの事業の大前提は崩れてしまうことになります。この議会は、可決をすることは、そもそも広域連合が広域化することのメリットを否定する、ただごみ処理施設を造ればいい、連合議会が天草広域連合の意義を否定するようなことになります。

関連しまして、この事業後に係る一般財源、つまり市民が直接負担をしなければならない費用について意見を申し上げますと、もともとこの事業予算である369億4千万円の一般財源ですが、建設費約177億9千万円の財源の内訳、国庫補助が59億1千万円、過疎債を活用することで普通交付税が83億1千万円、この合計142億2千万円が実質的な国からの支援となります。残り35億7千万円が一般財源となります。運営費の約191億5千万円は全て一般財源となりますので、昨年7月、議会が予算を可決した際、広域連合としては約227億円の一般財源を想定したことになります。

ところが、今回の契約では、同様に計算した場合、227億円が241億円の一般財源が必要となり、予算可決時より約10億円の一般財源、つまり天草島民の負担が増える結果となってしまいます。実質的な予算オーバーです。一部では物価高騰に対する意見はありますが、物価高騰による請負金額の増、いわゆるインフレスライドというのは国の方針そして契約書で認められているため、建設費、運営費ともに物価スライドを行わなければなりません。インフレスライドを今後認めないのであれば今すぐにでも契約をしなければなりません。今後この建設費、159億5千万円、運営費209億円を基準にしてインフレスライド

をしていきます。この増えた14億円というのは、単純に増額しただけです。さらに、運営費が高い提案であることで、向こう20年間、じわじわと天草島民の重荷になってまいります。

改めて議員の皆様、各自治体の議会にて、あるいは住民の皆様に、広域化の効果もなく、ただ住民の支出が増えただけというこの契約について、どう説明をされますか。本来慎重な審議であってしかるべきところを、執行部は議会に説明をすることもなく、8月10日の議会運営委員会に諮り、今回の議案上程に至りました。さらに、先日の天草市議会勉強会においては、連合事務局は収集経費を含めた約18億円の経費を12億円まで削減できると、事実とは異なる発言をしております。私は広域連合に選出された議員として、このことについて何の議論もしないまま、このような何が真実か分からない状態で、この議案に賛成すべきという理由は浮かんでできません。

皆様、どうでしょう。新ごみ処理施設整備事業は、平成24年から着手しており、11年経過しました。それは、天草圏域が目指す新たなごみの処理の在り方を模索し続けた時間でもありました。そして、その最終局面をこのたび迎えたわけですが、結果としてこれまで申し上げたとおり、前中村五木連合長の目指した最終処分場を造らないという目標の実効性も薄らぎ、入札の結果も全国最低の非価格要素点の評価に終わりました。そして、何より、最大のテーマであった広域化の効果もなくなりました。11年の歳月をかけて、ただ残ったのはとにかくごみ処理施設を造るということだけです。経費も増え、全国最低の評価となった本契約について可決することは、長い目を見たとき、天草圏域住民に暗い影を落とすのは明白であります。

議員の皆様におかれましては、ご英断いただきますことをお願い申し上げまして、私の討論といたします。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の討論を終わります。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）議席番号7番濱洲大心でございます。

議長のお許しをいただきましたので、討論を行います。

議第18号工事請負契約の締結について、賛成討論を行います。

新ごみ処理施設整備事業は、天草管内の5か所のごみ処理施設を一つにまとめることを大きな目的とし、平成24年に天草市、有明町に建設をする計画からスタートいたしました。途中、建設予定地の地盤が軟弱であることが判明し、建設地の変更を余儀なくされました。そのような中、大きな決断をしていただいたのが、楠浦町立浦観音地区の皆様です。その期待に応えるべく、歴代連合長をはじめ執行部は、これまで協議、事務を進めてきました。それをここで一度白紙に戻し再入札となれば、2年、3年、もっと長くかかるかもしれません。工事の着工、供用開始も遅れ、請負金額も今回よりも上がってくるかと

思われます。

もともと新ごみ処理施設の建設は、現在ある5か所の処理施設の老朽化が進み、改修工事だけでは間に合わなくなる、待ったなしの状況である、このことが前提であったのではないのでしょうか。計画スタートから11年、今日に至るまで、歴代の連合長、歴代連合議会の議員の方々に協議検討が行われ、進めてまいりました。本事業を事実上ストップさせることは、そうした方々の尽力、努力に報いることとは思われません。また、町民、市民の方々が望んでいることとも思えません。

本事業においては、予定価格に対し落札率が99.75%と高過ぎるのではないかというご指摘もございますが、大阪万博の会場設備事業においては、工事費や業務委託費の落札価格が当初の予定価格を超えたケースが9件発生しております。合計66億4千万円の増額になっております。資材価格の高騰や人手不足が要因と見られており、入札不成立で予定価格の引上げが相次いだようでございます。今回の事業も公表された予定価格で請け負うことができないと企業が判断すれば、入札不成立になったわけでございます。

また、非価格要素点が60点満点中31.54%の技術評価としては劣るのではないかというご指摘もございます。しかしながら、この審査、評価をされた6名の審査員の中には2名の大学教授も入っておられ、厳しい評価をされたのかなと思っております。評価としては確かに低いと言われればそれまでですけども、上から3番目のCであり、30点以上を得ており、優れているとの評価でございます。以上のことにより、総合評価方式の入札基準を満たしており、問題はないかと捉えております。

また、焼却灰の処理においても、20年間は責任を持って事業者処分にやらせてもらえとの意見もございますが、まずは5年間、その後は事業者と協議を行いながら焼却灰処理の延長等もできるのではないかと考えております。いたずらに事業を先延ばしにすれば、各ごみ処理施設に係る維持費、改修工事等で何十億円という費用が発生します。それだけ2市1町の財政負担が大きくなるわけであります。

また、事業計画も了承を得て国の交付金も確定しておりますが、先延ばしとなれば、この交付金も今後どのような取扱いになるのか分からない点です。今回本渡地区清掃センター運営協議会からも、早期完成を求める要望書が提出なされております。施設の建設を受け入れていただく地元の皆様への思い、まずはそのことが優先であるべきかと思っております。本工事着工を遅らせることに何のメリットもないのではないかと考えております。

また、要望書にございましたが、立浦観音地区の住民の方々は、上天草市のごみを受け入れることに同意をされておられます。上天草市議会から選出なされた連合議員の方々にも、どうかそのことを重く受け止めていただきたいと思います。老朽化が進む施設を抱える中で一日でも早い施設の整備事業こそが、2市1町の住民、誰もが願うことではないでしょうか。

議員の皆様におかれましては、どうかその点、熟慮の上、賢明なるご判断をいただくこ

とをお願いいたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で7番濱洲大心君の討論を終わります。

次に、原案に反対の討論はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）8番塩田真一でございます。

議第18号、新ごみ処理施設建設工事締結については、否決すべきという立場で討論をいたします。

今回採用された入札方式は、総合評価一般競争入札です。これは言うまでもなく、価格競争のみならず、自治体の施策に沿ったよりよい提案について評価、競争の上、最終的な落札者を決定するというものです。このたびの落札結果は、複数社の入札参加があれば80%台の落札率であると言われる中、残念ながら1社のみの参加で、予定価格に対して99.75%という高落札率でありました。また、提案につきましては60点満点中31.54点と、約5割です。この提案に対する評価については、全国の入札における落札者は約7割、42点程度を獲得しており、全国の落札者と比較し、極めて低い水準にあります。このことから、全国の事例と比較すれば、まず今回の事業者が落札者となり得る可能性は極めて低いということになります。高落札率で低評価という入札結果は、総合評価一般競争入札の趣旨と全く逆の結果で、総合評価一般競争入札の弱点、難点、一番恐れていた結果というのを露呈した結果でもあります。

このことについて、執行部はほかの自治体と比較し、厳しい評価を行ったなどと意見を述べていると聞き及んでおりますが、そもそもどの自治体もこれだけの大型事業の評価を甘くするはずもなく、それが理由であれば、全国の自治体とどこの部分をどう厳しく評価したのか証明すべきであります。あまりにも雑な論旨です。また、提案の評価項目も全国の自治体の特色がある内容となっており、その自治体に根差したごみ処理施設の在り方を評価しているはずで、それは我々連合も同じであるはずです。

そういう中であって、ほかの自治体では少なくとも7割の評価を受けているわけですが、今回の提案は5割の評価しか受けておりません。全国と比べ地域に根差した提案となっていなかった、そしてその予定価格を目いっぱい使って買い取る、そういう構図になります。370億円もの投資はよそでは7割の価値があるのに、天草の住民が支払う370億円は5割の価値しかありません。果たして、それが圏域住民の皆様の期待に込めているのでしょうか。

そういう評価だからかもしれませんが、この契約を締結した場合、昨年執行部が提案した予算編成時と比較し、一般財源が約14億円増、そして施設運営についても17億5千万円程度増えることとなります。特に施設運営費が増加したことによって、現在天草圏域全体で約17億2千万円かかっている収集運搬経費を含めたごみ処理経費は約17億9千万円まで

増加し、そもそもの集約化による費用的なメリットもなくなります。この契約を締結することは、20年間で14億円程度、この施設を30年以上使用していくことを思えば、それ以上の負担を天草の住民に強いることを我々議会が決めることとなりますが、議員の皆様、よろしいでしょうか。

思い起こしてみますと、執行部は、令和3年12月に事業費が高過ぎるという理由で一旦事業を中止しました。しかし、今回の入札結果を見ますと事実上の予算オーバーとなっておりますが、その予算について執行部はどのように整理をしているのでしょうか。これまで説明をしていなかったところを見れば、そのまま議会に知らせることもなく、議決を得ようとしていたのではないのでしょうか。十分な議論もなく、この広域化に寄与しない、全国最低水準のこの提案を本日議決すべきという理由は、全く見当たりません。そして、議論なくしてこの議案を可決することは、広域的な共同処理によって構成市町、そして住民の皆様にもたらすべく組織された広域連合、そしてその議事、議決機関である我々連合議会の行うことではないと思いますが、議員の皆様、どうでしょうか。

この新ごみ処理施設整備・運営事業、ごみ処理施設の集約化事業ですが、平成24年度から取り組んでおります。これだけ長い年月をかけてきたからこそ、その集大成とも言える事業者選定においては、この経費的な問題も含め、十分な議論が必要であったはずですが、執行部からはそのような発信もなく、ごみ処理施設を造ればそれでいい、そういう姿勢しか感じ取れないのは、誠に残念であります。

議第18号については、広域化に寄与する提案、契約ではないことから、誠に残念ではありますが、否決せざるを得ないということで、私の討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で8番塩田真一君の討論を終わります。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

6番澤井一富君。

○議員（澤井一富君）議席番号6番澤井一富でございます。

今回の執行部提案の議第18号について、賛成討論をさせていただきます。

7月13日の連合臨時会の後、多くの方々と話す機会がありました。地元楠浦の方々も、どうなってるんだ、いつになったらまとまるんだと、気をもんでおられます。再度言いますが、一番先に考えなければならないのは、再度建設予定地を受けていただいた楠浦の立浦観音地区の住民の方々の思いです。いたずらに事業を引き延ばすことは、住民の意に沿いません。また、8月に入り、市議数人で牛深クリーンセンターを視察してまいりましたが、老朽化しているとは聞いておりましたが、想像以上に傷みが激しく、もしパンクしたらどうなるのか、一旦立ち止まって考え直すという考えには到底承服しかねる現状でありました。こういう大型事業は、賛否両論あっても、評価されるのは5年先、10年先だと私は思います。5年後にどうなっているのか、完成して稼働しているのか、もしくは旧施設がパンクして、にっちもさっちもいかない状況にあるかです。平成24年に始まった施設の

建設の議論、もう11年も経過しつつあります。これ以上、事業進捗に遅れが出るようなことになれば、莫大な経費の増額を2市1町が負担し続けねばならず、とても市民、町民の皆さんに有益になるとは私には到底考えられません。そんなことがないよう、本日提案された議案を了承して、予定どおり着工に向け速やかな業務遂行を図られることを望みます。

本日の判断が天草島民に対して暗い影を落とすことがないよう、賢明なご判断をお願いして、私の賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）以上で6番澤井一富君の討論を終わります。

次に、原案に反対の討論はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）5番勝木幸生でございます。

議第18号、新ごみ処理施設建設工事締結については、否決すべきという立場で討論をいたします。

まず、報道等でも問題視されております焼却灰の引受先の確保についてですけれども、これは言うまでもなく、前連合長から引き継ぐ天草に最終処分場は造らないという方針を確実に実現するための入札条件であり、この事業の最重要項目の一つでした。しかし、ご承知のとおり、昨年12月に事業者の意見に譲歩し、条件を緩和されました。この条件緩和の理由として、連合長は、多くの事業者の参加を募るため、そして先日の全員協議会では事業者の参加を促すためと発言されております。しかし、条件を緩和したのは入札参加申請締切りを行った後であり、この譲歩をしたことによって事業者が増えることは一切ありません。公平な入札参加機会という観点において、あまりにも不公平な対応です。事実を言うのであれば、参加した企業、または意見をした特定の企業への配慮、優遇になるかどうかと思いますが、どうでしょうか。厳正なる入札手続において、適正な対応だったのでしょうか。

天草の2市1町全てが最終処分場の受入れ拒否的な中、執行部が言うには、事業者の確保を最優先させた結果、この天草のごみ処理において、最大の課題となった焼却灰の行方というのは曖昧なものになりました。そして、不幸というのは重なるもので、先日の全員協議会で判明しましたが、今回事業者から提案された焼却灰の資源化施設というのは、建設中であり、当然ながら実績はありません。この建設契約を締結した場合、実存しない施設で焼却灰を資源化するという、極めて不可解な業務契約が締結されることとなります。さらに、同じ全員協議会で、執行部からは長期的な資源化が見込めるとありましたが、実在しないものについて、何をどうしたら長期的な見込みが立てられたのでしょうか。本来このような方針を最も大切にしなければならない執行部の発言として、あまりにも無責任な発言ではないでしょうか。

そういう事業の核心たる焼却灰の処理の在り方が揺らぐ中、今回提案された運営費は、昨年7月に執行部が提案された天草広域連合議会で議決した予算と比べ、計算では20年間で約17億5千万円増加しております。この結果、天草圏域におけるごみ処理経費は、現在要している経費と比較し、年間当たり7千万円程度増加いたします。焼却灰の処理の在り方以上に、この事業の根本にあったごみ処理施設の集約化による費用対効果というのは、無に帰することになります。そもそもこのごみ処理施設の広域化というのは、何のために行われてきたのでしょうか。我々議会は、集約化することによってごみ処理経費が安くなる、そういうふうに繰り返し繰り返し執行部から説明を受けてきました。そう考えますと、天草住民の広域行政に全く寄与しないこの事業提案を議決すべきという理由は存在いたしません。

このことについて、執行部から説明されることなく、本日の議会を迎えております。なぜ執行部は説明をしなかったのでしょうか。この建設契約を締結した場合、ごみ処理施設の集約化によって経費削減効果を生み出すどころか、むしろ想定より多額の経費を必要とすることになるわけですが、これは本来の広域行政、天草広域連合の行うべきことであるとは到底言えません。議員の皆様にご検討いただきたいのは、仮にこの建設契約を締結した事実を各市町村、各市町議会、住民に説明するときに、この増えた経費の7千万円、20年間に対して14億円の経費削減は、構成市町の各自の努力で減らすことになったのでよろしく願います、そういう説明をしなければなりません、どうでしょうか。広域化による行政の効率化を目指す広域連合が、広域化の効果は各市町の努力次第であると構成市町に向かって言うことはできるはずがありません。広域連合として、事務所掌の放棄と言える行為です。

この事業は、11年という長い年月を要してきました。ただごみ処理施設を建て替えるだけであれば別ですけれども、その根底には広域化の効果을期待するとともに、その長い期間の間に最終処分場を造らないという施策も生まれました。特に広域化の効果というのは、天草住民全員に享受されるべきものであるはずで、先日周辺地域の住民の方から要望書が出され、これを理由に建設を進めるべきだと、そういう意見もあるかもしれません。しかし、これを理由に建設を進め、広域化の利益を失うことは、周辺地域住民の方にもそれだけの重荷を背負わせてしまうことにもなります。これは、議員として到底できないことであると考えております。

以上のことから、誠に苦渋の判断ではございますけれども、議第18号につきましては否決せざるを得ない、また議員の皆様にはご英断をお願いいたしまして、私の反対の討論いたします。

○議長（若山敬介君）以上で5番勝木幸生君の討論を終わります。

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

10番野崎幸洋君。

○議員（野崎幸洋君）10番議員、野崎幸洋でございます。

議第18号工事請負契約の締結と令和5年度一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論いたします。

今回も債務負担行為、新ごみ処理施設施工監理業務委託料2億1,236万9千円が提案されていますが、しかしご存じのようにこの施工監理業務委託料は、2度にわたり6名の議員により、2市1町のごみ処理計画の考え方が一致していない、また焼却灰の資源化の確約年数が説明のないままに変更されている、一旦立ち止まって課題に向き合い、事業の在り方を見詰め直すべきではないかなどとして否決されました。しかし、私たち議員は、天草市、上天草市、苓北町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に処理するための新たな広域ごみ処理施設を整備することに賛成するとして、2市1町の各議会において同文議決しております。この同文議決は市民、町民の民意であり、これまで進められてきた手続は正当で、何ら法に触れることなく進められていると考えております。また、この事業を進めるに当たり、建設予定地の楠浦地区の皆さんにも幾度となく説明会を行った中で、寛大なご理解とご協力をいただき、この事業が進められてきております。

今回この本渡地区清掃センター運営協議会の会長名で、8月6日付、天草広域連合議会議長宛てに新ごみ処理施設建設事業の早期完成を求める要望書が提出され、各議員にも配付されております。その要望書の内容を読み上げますと、1、現計画は灰の資源化についての変更があったものの、立浦観音地区との協定を遵守し、環境保全や地元雇用の面でも期待できるものであり、今回の落札者による一日も早い着工と完成、運営開始を望む。また、このことが立浦観音地区と約束を交わした前連合長の思いにかなったものである。2、灰の資源化のほか、上天草市の中継施設の問題など様々な問題点が指摘されているが、着工後に検討し、結論を出しても間に合うものであり、本事業をストップさせ、完成の遅れ、事業費の増など、関係市民に多大なる負担を強いることの理由とはならない。ましてや、一度立ち止まり、各市町でごみの処理について見直すなどということは、一日も早い安全で安心な新施設完成を望む関係市民の気持ちに反するものである。3、立浦観音地区住民は、上天草市のごみを受け入れることに同意している。しかし、上天草市の3名の議員は全員反対の立場であり、本事業に反対することが上天草市議会の総意と受け止められ、残念でならない。それが上天草市民の意に沿うものとは信じ難い、再考を望むと、このように厳しく、そして強い意志の下で要望書が提出されております。もし今回また施工監理業務委託料が否決されるようなことになれば、次回の建設予定地としてご協力いただけるかも分からなくなります。私たち連合議会議員は、この楠浦地区、本渡地区清掃センター運営協議会の皆さんの総意を重く受け止め、決して無駄にはしないと考えます。

よって、一日も早い新ごみ処理施設の完成を望み、工事請負契約と令和5年度一般会計補正予算（第2号）に賛成いたします。

○議長（若山敬介君）以上で10番野崎幸洋君の討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、賛成の討論はありませんか。

2番桑原千知君。

○議員（桑原千知君）2番桑原千知です。上天草の市会議員でございます。

発言をする前に、今野崎さんが失礼なことをお話をされました。ほかの地域のことを対象にこういった場で話をしてもらっても、それはあなたの政治姿勢だからいいとしても、ちょっといかなものかなと私は思います。私の話を聞いて、私が今言ったことはどういう意味かということを理解してください。

私は、議第18号工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論させていただきます。

私は、思い起こせば先ほど来よりお話がありますように、24年から11年、現在に至っております。その前に2年間、私は8年間広域連合の議員をさせていただきました。スタートの段階からこの案件に関しては携わってきております。前の安田市長、そして中村市長、今の連合長の馬場市長。5月に私が新しく連合の議員になりました。なったとき、私は思ったんですけど、これだけの時間をかけて何でまだ決まらないのだろうか、もうとっくに決まっておるだろうというのが印象でございました。10年前まで本当に、先ほど言いますように、広域連合の議員として新ごみ処理の問題に携わっており、今回こうして今言ったようなことで、通常であれば完成している施設であると、これほど延びるということは、今ご案内のとおり、執行部と議会の対立で足踏みしているのがご案内のとおりだと思います。

いろいろと賛成、反対の討論の中で重複する部分が出てきますけど、今回私が議員になったときは、今野崎議員ではございませんけど、全くもって反対の立場でございました、この議案に対してはですね。と申しますのも、いろいろ聞くところによると、反対せざるを得んような状況ばかり耳に入ったわけでございます。その中で、私なりに異を唱える人たちといろんな話をして、ちまたでいろんな話が出てる部分を含めて議論させていただき、そういった疑念があれば、特別委員会なり、また踏み込んだ百条委員会、もしくは第三者委員会等を設置して、その中で議論をして、何か問題があれば、最終的には問題があったときには司法の場で議論されるか分かりませんが、やっぱしその付近まで含めた中で議論をしなければ、いろんなことが飛び交っている部分が、市民に対して本当に誤解を招くというのが私の思いでございました。

そういったことで、そういった会話の場をつくらないということであれば、私の一人の

議員として判断する基準はどこに求めるのかというときには、やはり自分なりに勉強をして、自分なりにいろんなところで、今討論をいろんな方がされましたけど、私自身性格的にじかに自分で目で見て、聞いて、そこで判断する性格なものですから、時には誤解を受ける部分があります。そういったことで、一旦頭の中を真っ白にして、この問題について上天草市の担当部長、職員からヒアリングをして疑問をぶつけて、何日も調査をし、研究をいたしました。

結論は、1社入札ではなく、2グループが参加したプロポーザル型の入札であり、自己の都合で辞退をしたものであり、それまでの経緯からすれば、競争の原理は働いていることが分かりました。加えて、私がさらに調査を進めていく中で一番の問題は、先ほど来、お話がありましたけど、これを白紙に戻したときにどうなるかということを考えました。それはもう言われたとおり後どうなるか分からんような状況で、今現在では60億円という金が、国からの補助率として3分の1の数字が出ています。この予算の出どころというとは、皆さんもご承知と思いますが、環境省なんですよ。この環境省の予算というのが、これは特別な予算なんですよ。これを一旦白紙に戻したとき、当たり前の数字が、当たり前の事業を進める上において、その事業規模に応じた数字が果たしてここに出るかということ考えたとき、私はこのことを自分なりに調べるために東京にも行きました。誰とは言いませんけど、何人かの方がそのようなことをはっきりと申し上げられました。ましてや、私の出身地は龍ヶ岳なんですよ。龍ヶ岳で、国の予算をその当時7億ぐらい取ったんですよ。農地海岸の予算を。そして、議会の反対をもって、その6億円かな、もう数字は忘れちゃったけど、その予算が流れました。そして、何年か後にまたそれをできないもんかというお願いを行政と話をしていたところ、一発返事やったです。もう私たちの目の黒いうちには予算は絶対つけませんということで、いまだにつけられません。しかし、あの当時とは違いますから、どうなるか、これは分からないことですから、決定的なことではございませんから参考のために言わせていただきます。そして、今回こういった事業を本当にご破算にしたときの状況を見たときには、恐らくこの広域連合そのものの存在自体が危うくなるような状況に私は追い込まれるようなことで、先ほど資材高騰とかいろいろ話が出ましたが、全くそのとおりで、結果的には上天草市民はもとより、天草島民の負担が増大するのはもう目に見えた結果であると私は確信をいたしました。

ここまで本案件がこじれた原因の一つとして、これまで私は二、三回会議になって出ましたけど、連合長や執行部の議会での答弁やあらゆる場面の連合議員への説明責任といえますか、そういった話合いの場が少ない中で、理解をし合えないような状況が、先ほど言いましたように、そういう結果ではなかろうかと私は思っております。今後これがどういう形になるかは別として、やはり馬場連合長におきましては、この連合を維持していく上においては、少なからずまず議員の方にご理解をいただくように、そしてまた市民にご理解していただくように、今まで以上の努力が私は必要ではなかろうかと、これは市長に対

しての愚痴ではございませんけど、あえて申し上げさせていただきます。

しかしながら、広域連合の設置目的が、各市町単独では取り組めない大きな事業についてお互い力を合わせ事業を運営していかなければならないことは、先ほど申したとおり、自分の調査の結果、総合的に判断し、この案件が出たときに私は、先ほど申しましたとおり、中村前連合長のことを本当に思い浮かべました。有明の場所を本渡の今の地域に変更したときに、あんたはえらいなことばするなって、これだけの予算を使うてしとつとに、そこに持っていくとかって、議会はやられるとですかって、私はその当時ちょっと申し上げたときがあります。そのときはもう連合の議員じゃなかったです、ここに決まったときには。そのとき言われたことは今でも思い浮かべますけど、市長が言われたことは、やっぱりトップの決断ですよと。その決断するに当たっては、自分一人ではできないけど、先ほど申しましたように、足りない部分は自分が責任を持って説明をして、理解をしていく中で進めていかなければ、今のことが最善の方法だから私はこうやって決めましたというようなことを言われたことを思い出したわけですよ。そのことを総合的に踏まえて判断したとき、長く話しても同じですけど、今議案について賛成することが天草島民の安心・安全な生活につながる唯一の判断だと思っております。今は亡き中村五木前連合長の思いを受け継ぐ我々に課せられた使命だと思って、私はこの議案に賛成いたします。

終わります。

○議長（若山敬介君）以上で2番桑原千知君の討論を終わります。

反対賛成両討論が行われたことから、起立採決といたします。

以上で討論を終わります。

議第18号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（若山敬介君）起立多数であります。よって原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時56分

————— ○ —————

午後0時02分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めます。

議第19号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第5、議第19号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（若山敬介君）日程第6、選挙管理委員及び補充員の選挙。

これより選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に天草市楠浦町10334番地、鬼塚清武。

次に、天草市栖本町馬場2560番地5、松本由香里。

次に、上天草市大矢野町上577番地2、澤村弘史。

次に、天草郡苓北町都呂々1734番地、小崎重輝。

以上、4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が選挙管理委員に当選されました。

続いて、補充員の選挙についてお諮りいたします。

選挙すべき数は4人であります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

補充員に順位1番、天草市五和町城河原2丁目1073番地、岡部義夫。

順位2番、天草市二浦町亀浦1583番地、宮下正子。

順位3番、上天草市大矢野町上5960番地、井上和男。

順位4番、天草郡苓北町坂瀬川2594番地、池崎計介。

以上、4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が補充員に当選されました。

ただいま当選されました選挙管理委員及び補充員に対しまして、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第7 継続調査について

○議長(若山敬介君) 日程第7、継続調査について。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委

員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することを決定いたしました。

閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本定例会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和5年第4回天草広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 平 山 泰 司

議 員 野 崎 幸 洋